

山梨県

診療所等物価高騰対策支援金

申請要領

申請受付期間：令和8年4月10日（金） ～ 令和8年5月29日（金）
問い合わせ先：診療所等賃上げ・物価高騰対策支援金事務局
電話 050-5574-2745

山梨県 福祉保健部
令和8年4月8日版

【注】この申請要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを山梨県のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07iryokaigosienpakkeji.html>)



診療所等物価高騰対策支援金について

本支援金は、医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足下の物価高騰に対応できるよう、医科診療所、歯科診療所及び薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応を支援し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とします。

申請にあたっての注意事項

支援金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「令和8年度診療所等物価高騰対策支援金交付要綱」及び本要領に基づきますが、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本支援金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該支援金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの支援金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。
- 2 支援金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 3 市町村や他団体にて物価高騰対策の支援金を受給している場合であっても、本支援金の交付を受けることは可能です。

1 支給対象者及び支給額について

① 支給対象者

次の(1)から(2)の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること。
- (2) 令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

ただし、次のいずれかに該当する施設等は、支給の対象となりません。

- ・ 暴力団または暴力団員の統制下にある団体
- ・ 支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

② 支給金額

別表の第3欄に定めるとおりです。

2 申請受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月29日（金）【当日消印有効】まで

3 申請方法

① 申請書類の入手方法

山梨県ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07iryokaigosienpakkeji.html>)

② 提出部数

1部

なお、同一の開設者が複数の施設等を運営している場合は、同一の業種区分の施設等を取りまとめて提出することができます。

(業種区分が異なる複数の施設等を運営している場合は、業種区分ごとに分けて申請してください。)

③ 提出方法

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(差出人の住所・氏名を必ず記入してください。)

- ※ 直接持参されても受付ができません。
- ※ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出先

診療所等賃上げ・物価高騰対策支援金事務局

〒409-3851 中巨摩郡昭和町河西1232-1 (ヒューコムエンジニアリング内)

4 申請書類

| | |
|---|--|
| 1 | 支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） |
| 2 | 支援金申請兼実績報告額内訳書（様式第1号の1） ※様式第1号の1は、業種区分が薬局かそれ以外で様式が異なります。 |
| 3 | 振込先金融機関の口座が確認できる、通帳の写し等 (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カタカナ口座名義人等の記載があること) ※申請者（代表者）と同一名義の口座（法人名又は個人名）を指定してください。 |

※その他、必要な場合は、県（事務局）から書類の提出を求める場合があります。

5 審査・支援金の交付

受け付けた交付申請書は、到着した順に事務局及び山梨県において申請内容を審査し、提出書類に不備がないものから、交付決定を通知するとともに、指定された口座へ支援金を振り込みます。

申請から支給まで概ね1～2ヶ月程度かかる見込です。申請書類に不足があると審査を行うことができず、審査に時間を要することになりますので、不備がないよう提出前に十分確認してください。また、申請が一定期間に集中した場合は審査に時間を要する場合があります。

なお、本支援金に関する実績の報告は不要です。

6 お問い合わせ先

診療所等賃上げ・物価高騰対策支援金事務局

受付時間 9時～17時（土日・祝日を除く）

電話番号 050-5574-2745

<別表>

| 対象施設 | 支給額 | |
|-------------------------------------|--|---------------|
| 有床診療所 | 許可病床（※1）1床当たり13,000円 ただし、病床数が13床以下の診療所は1施設当たり170,000円とする。 | |
| 医科無床診療所 | 1施設当たり170,000円 | |
| 歯科診療所 | 1施設当たり170,000円 | |
| 保険薬局 （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として） | 1店舗以上5店舗以下 | 1施設当たり85,000円 |
| | 6店舗以上19店舗以下 | 1施設当たり75,000円 |
| | 20店舗以上 | 1施設当たり50,000円 |

※1 許可病床数は令和7年8月1時点の数とする。

※2 厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。